

～年金受給資格期間が10年に短縮されました！～

(改正年金強化法)

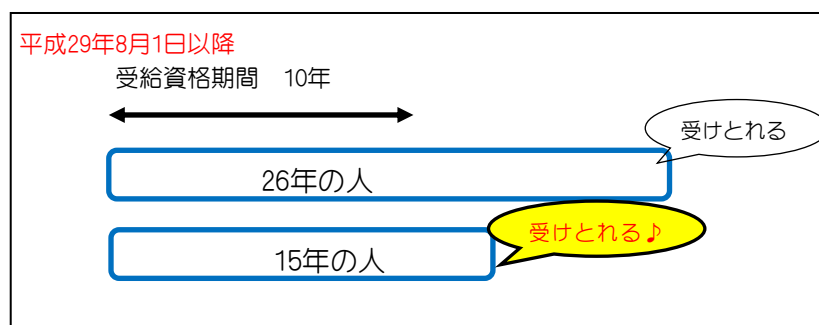
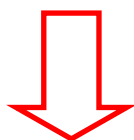
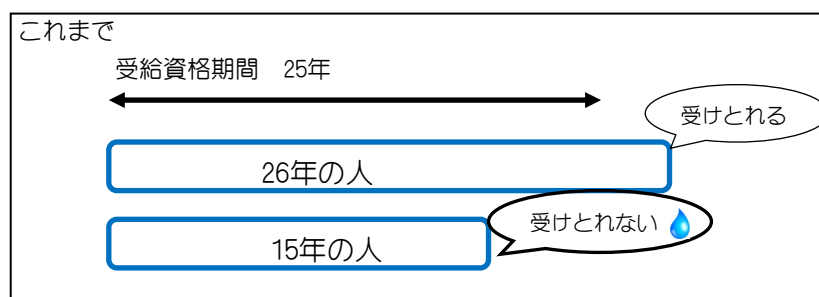
17-009号

通巻:177

「改正年金強化法」は当初、社会保障と税の一体化という名目で、消費税10%への引き上げと同時に、平成27年10月に施行されることとなっていました。しかし、消費税の引き上げが先延ばしされたことにより、年金受給資格期間の短縮の施行も懸念されていましたが、平成29年8月1日、無事施行されました。そこで今回は、年金受給資格期間の短縮について、簡単にまとめてみたいと思います。

## ◆制度の概要

これまで老齢基礎年金は、<sup>\*</sup>受給資格期間が原則として25年以上あることが要件であり、少しでも欠くと全く年金を受け取ることができないため、たくさんの無年金者が生じていました。これを解消するため、受給資格期間を25年から10年に短縮されることになりました。



\* 受給資格期間：保険料を納めた期間+保険料を免除された期間+合算対象期間（年金制度の変遷に伴い定められている年金額に反映されない期間＝カラ期間と言われてます）

注）：期間とは年単位ではなく月単位です。25年→300月、10年→120月

◆ **いつから支給？**

平成29年9月分から支給開始されます。年金は偶数月の15日に前月・前々月分が支払われる仕組みになっていますので、平成29年10月に9月分が支給されます。

◆ **年金（老齢基礎年金）受給額は？**

$$\text{老齢基礎年金額} = 779,300\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除期間に応じた月数}}{480\text{月}}$$

加入期間	年額	月額
40年	779,300円	64,941円
30年	584,475円	48,706円
20年	389,650円	32,470円
10年	194,825円	16,235円

（平成29年度）

\*あくまでも受給資格期間が短縮されるだけで、加入期間は20歳～60歳まで40年（480月）の強制加入です。よって、加入期間に応じて年金額が計算されます。  
上表のとおり、加入期間10年で月額16,235円です。国民年金を1ヵ月納めれば、年額1,624円の増額になるということです。

◆ **高齢任意加入**

受給資格期間（10年）を満たしていない65歳以上70歳未満の方は最長70歳まで（10年に達するまでの期間）国民年金に高齢任意加入できます。

加入期間が40年に達していない60歳以上65歳未満のかたは最長65歳まで（40年に達するまでの期間）国民年金に高齢任意加入できます。

\* 高齢任意加入は住所地の市町村にて手続きが必要です。

◆ **国民年定期保険料の滞納分の納付**

直近に国民年金の滞納期間があれば、その期間の保険料を納めることができます。

\* 時効の関係上、直近2年間の滞納期間しか納めることができません。

◆ **国民年金保険料の後納制度**

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、未納期間について過去5年分まで納付することができます。

◆ **対象となる年金・対象とならない年金**

対象となる年金・・・老齢基礎年金・老齢厚生年金（共済年金含む）・退職共済年金・寡婦年金等

対象とならない年金・・・遺族基礎年金、遺族厚生年金等

\* 期間短縮は主に老齢年金を対象としていますので、「遺族年金」や「障害年金」は、今回の制度変更の対象となっておりません。

※任意加入、滞納納付、後納制度には要件がございます。

～コメント～65歳以上の対象者の方には、日本年金機構から「年金請求書」が送られているようです。加入期間が10年以上で25年未満の人が、厚生年金を1ヵ月でも納めたことがある場合、厚生年金も支給されます。年金は請求して初めて支給されます。加入が10年未満でも、合算対象期間を使って受給することができます。これから受給される方は一度ご自身の年金加入状況を確認することをお勧めします。